



八千代市 高齢者保健福祉計画

第6次老人保健福祉計画
第5期介護保険事業計画
【平成24年度～26年度】

概要版

平成24年3月

八千代市

目 次

八千代市高齢者保健福祉計画の概要及び目指す方向	1
計画の趣旨及び概要	1
高齢者を取り巻く状況と施策課題	2
計画の基本理念と基本目標	4
第6次老人保健福祉計画 施策の展開	7
基本目標1 ●高齢者の健康づくりと介護予防の推進	7
基本目標2 ●高齢者の社会参加と生きがいのある生活への支援	8
基本目標3 ●高齢者の暮らしを支えるサービスの充実	9
基本目標4 ●高齢者を見守る地域ケア体制の構築	10
第5期介護保険事業計画 施策の展開	13
介護保険事業の基本方針	13
日常生活圏域で受けられるケア体制の整備	14
介護保険事業の適正な運営の確保	15
介護保険事業量等の見込み	17
介護保険料の算定	21

八千代市高齢者保健福祉計画の概要及び目指す方向

計画の趣旨及び概要

【計画の趣旨】

八千代市の高齢化率は、国・県の平均よりは低いものの、高齢者人口は増加しており、平成23年10月1日現在の高齢者人口は39,216人で高齢化率は20.3%となっており、八千代市においても高齢化が進んでいます。

平成12年度に始まった介護保険制度は、平成18年度から介護予防重視型システムへの転換に向けて、地域密着型サービスの導入、地域支援事業の創設など、介護保険制度の全般的な見直しが行われ、平成26年度までを中長期の視点で取り組まれています。

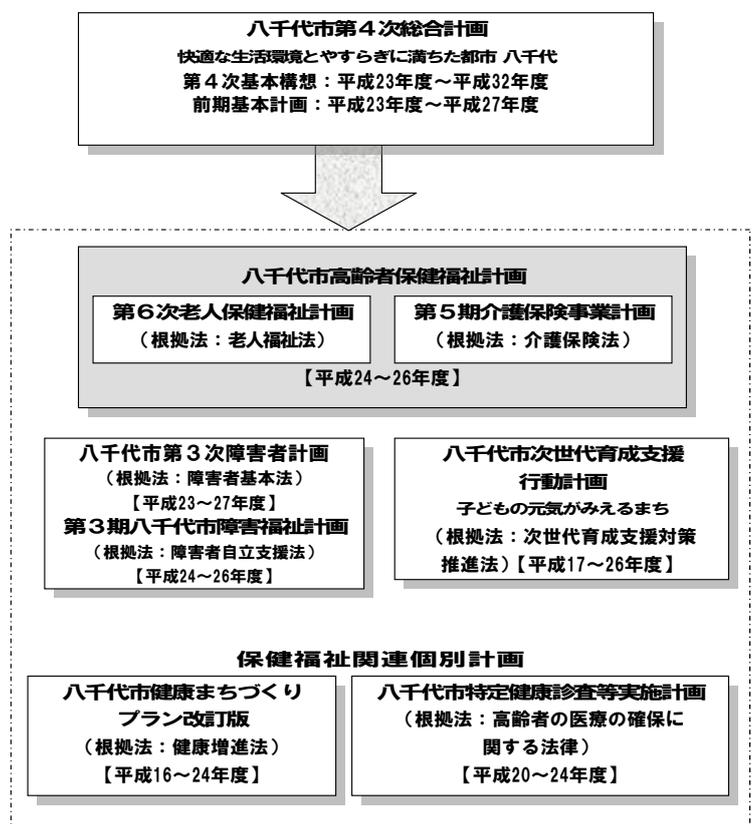
今後は、いわゆる団塊世代が高齢期に到達して高齢者数が増加することが見込まれます。また一方で、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加などがみられ、今後も増加することが見込まれています。このため、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、“介護”“予防”“医療”“生活支援”“住まい”の5つの視点からサービスを一体化して提供する「地域包括ケアシステム」の構築が必要とされ、その実現に向けて平成23年6月に国は介護保険法の一部改正を行ったところです。

このような状況を踏まえ、八千代市が目指す長寿福祉社会像の実現に向けて、高齢者施策の基本的な考え方や取組を総合的かつ体系的に示し、高齢者保健福祉並びに介護保険事業の方向性を示す、「第6次老人保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」を策定するものです。

【位置づけ】

本計画は高齢者を総合的に支える計画として、健康づくりなどの項目を本計画の中に取り入れて、「老人保健福祉計画」及び「介護保険事業計画」を一体化し、「八千代市高齢者保健福祉計画」として策定しています。

そして、八千代市のまちづくりの方向性を示した総合計画「八千代市第4次総合計画（平成23～32年度）」を踏まえつつ、市の関連部署の諸計画、国や県の関連計画との整合性を図って策定・実施するものです。



【計画期間】

本市においては、平成18年3月に、平成27年（2015年）の高齢者介護の姿を念頭におきながら、3期先の第5期介護保険事業計画の最終年である平成26年度を見据えた目標を立て「八千代市高齢者保健福祉計画」を策定しています。

本計画はそこに至る最終段階として、「平成24年度～平成26年度」までの3年間を計画期間とします。

高齢者を取り巻く状況と施策課題

【人口推移（各年10月1日現在）】

平成23年10月1日現在の本市の総人口は193,307人で、増加傾向で推移しています。年齢3区分別人口についてみると、0～39歳の人口の総人口に占める割合は平成18年の50.0%から、平成23年には45.8%と4.2ポイント低下している一方、40～64歳と65歳以上の総人口に占める割合は上昇しています。

(単位:人)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
総人口	185,736	187,926	189,892	192,274	193,123	193,307
0～39歳	92,958	92,930	92,479	92,119	90,759	88,528
40～64歳	61,830	62,143	62,538	63,269	64,188	65,563
高齢者数	30,948	32,853	34,875	36,886	38,176	39,216
前期高齢者数	20,277	21,358	22,549	23,603	23,831	23,677
後期高齢者数	10,671	11,495	12,326	13,283	14,345	15,539
高齢者人口割合	16.7%	17.5%	18.4%	19.2%	19.8%	20.3%
前期高齢者割合	10.9%	11.4%	11.9%	12.3%	12.3%	12.2%
後期高齢者割合	5.7%	6.1%	6.5%	6.9%	7.4%	8.0%

(住民基本台帳と外国人登録者数の計)

【施策課題】

◆健康づくりに関する課題

アンケート調査によると、脳血管疾患に移行しやすい高血圧や高脂血症などの生活習慣病がある人の割合が、高齢者一般（65歳以上）及び若年者一般（40歳～64歳）で高い傾向を示しています。加えて、関節疾患へ移行しやすい筋骨格の病気がある人の割合は、活動性が低下する高齢者一般で高い傾向を示しています。しかしながら、定期的に健康診断・健康診査・人間ドック及び歯科受診をしている人の割合は、高齢者一般では半数前後となっています。

このことから、壮年期からの生活習慣病の予防や健康づくりの推進において、健康診査やがん検診等の受診の推進が重要です。

◆介護予防の推進に関する課題

アンケート調査によると、高齢者一般では週1回以上の外出をしている人の割合は9割と高い一方、過去1年間に屋内、屋外で転倒したことがある人の割合は、3割を超えています。また、「かかりつけ医」を持っている人は半数を超えています。

今後、介護予防に効果的な運動や気軽にできる「やちよ元気体操」や健康についていろいろと相談できる「かかりつけ医」などを活用しながら、健康に良い生活習慣の周知啓発を推進するとともに、それらを継続していけるよう推進する必要があります。

認知症についてみると、高齢者一般は認知症を予防するために日頃心がけていることを多く回答しています。今後は、認知症予防の取り組みや認知症に対する理解を、健康づくりに関する講座などの場を通して促進するとともに、地域において認知症の人や家族を温かく見守る応援者を増やしていくために「認知症サポーター養成講座」などを開催し、認知症高齢者を地域全体で受容できる環境づくりに努めていくことが必要です。

◆生きがい・社会参加促進に関する課題

アンケート調査結果では、高齢者一般の8割前後が生きがいや趣味を持っていると回答しており、高齢者がこれまで培ってきた経験や知識を活かし地域社会への積極的な参加ができるようにしていくことも重要です。

また、高齢者一般の就労状況は2割弱ですが、地域活動には4割弱の人が参加していることから、高齢者が地域社会で積極的な役割を果たせるように、長寿会(老人クラブ)、シルバー人材センターなどの団体活動への支援やボランティア活動等への社会参加のきっかけづくりに努めていく必要があります。

○高齢者を対象とした大学・講座の実施

高齢者が知識や教養を更に深めることを希望することに応え、多様な角度からの提案やその後の地域活動等に活かしていくことが重要です。

○高齢者団体・集いの場の支援

地域の高齢者が交流を深める手段として、老人クラブ等への参加を積極的に促し、クラブ運営の中心を担っていく層を増やすことと、そのための集いの場を維持管理していくことが大切です。

○就業機会の提供

働く意欲のある高齢者にこれまで培ってきた経験を活かし、活躍できるように就業機会の提供を行うためには、長引く不景気や雇用情勢の悪化などを踏まえた支援が必要です。

◆ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯の増加

世帯構成では、高齢者一般で単身(一人暮らし世帯)が1割強、夫婦のみ二人暮らし世帯が4割強と、高齢者のみの世帯が半数を超えています。また、家族と同居していても日中独りになることがよくあるとする人も3割弱おり、家族介護の機能の限界がみえてきます。

◆介護保険事業の推進に関する課題

アンケート調査結果では、介護・介助を必要としている人の主な介護者は、高齢者一般、若年者一般ともに配偶者（妻・夫）がいずれも多く、2割強を占めており、介護者の悩みとしては、精神的な疲れが最も多く回答されている一方で、介護保険制度そのものについては「わかっている」という人は3割強とまだまだ低いことがうかがえます。また、地域包括支援センターの認知度は、高齢者一般で35%、若年者一般で18.3%にとどまっています。

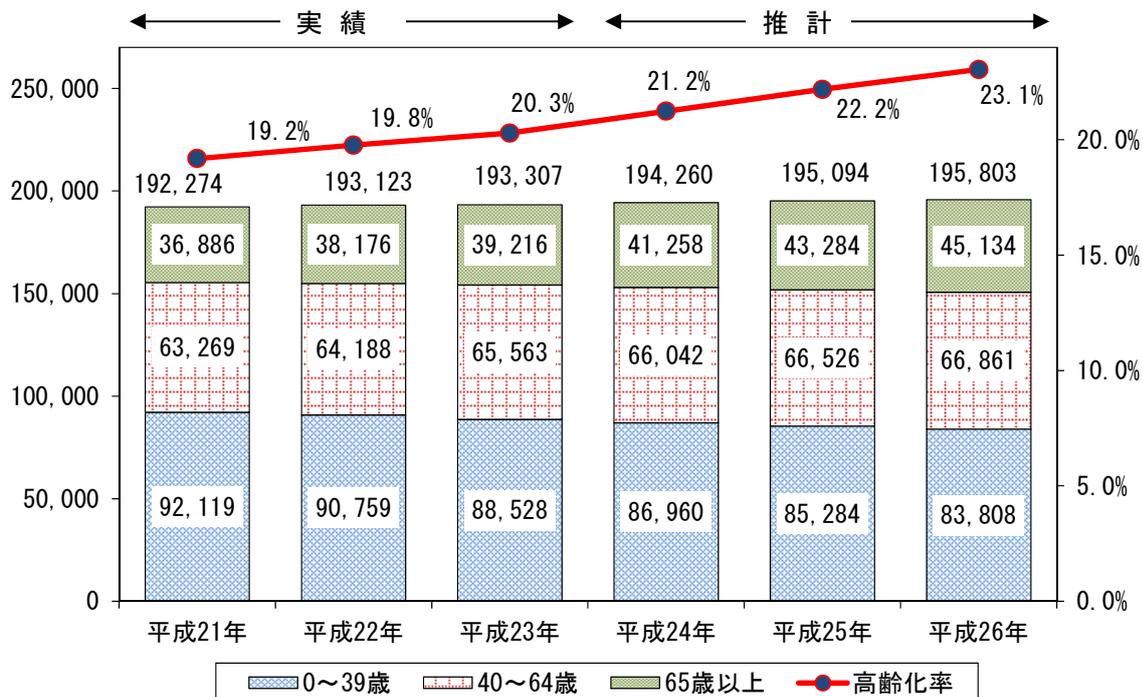
介護による精神的・肉体的な疲れなどは、介護者のストレスを増大させ、虐待の要因となることがあることから、介護者の負担を軽減する取組や、介護に関する相談などの支援に関する施策を推進するとともに、介護が必要な状態になった場合には適切に介護サービスを利用していただけるよう、介護保険制度について、その内容を様々な機会を捉えて広報・周知していくことが必要です。

更に、要支援・要介護認定者やそれに伴う介護（予防）サービス利用者は増加していることから、介護保険事業の適正な運営の確保を図りつつ、今後も計画的なサービス基盤の整備を図るとともに、経済的理由でサービスの利用を制限されたりすることがないよう、引き続き利用者負担の軽減制度に対する周知の徹底を図っていく必要があります。

計画の基本理念と基本目標

【計画期間の人口推計】

（単位：人）



（住民基本台帳と外国人登録者数の計）

【基本理念】

少子高齢化の進行により、高齢者の加齢に伴う心身状態の低下と安心して暮らせる体制を社会全体でサポートしていく必要が高まると同時に、高齢者自身の積極的な社会参加もより必要とされてきています。

また、高齢者施策は平成26年度までを中長期の目標として平成18年度から取り組んできた経緯を踏まえ、平成26年度を目標の最終段階として実現に向けて取り組んでいきます。

高齢者が生涯にわたり健やかで安心した生活を営むことができるまちづくり

【基本目標】

基本理念の実現に向けて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを推進するため、本計画では以下の4つの基本目標を掲げます。

基本目標1： 高齢者の健康づくりと 介護予防の推進

高齢期に健康で豊かな人生を過ごすため、健康診査や各種がん検診、歯科健康診査により、疾病の早期発見、治療につなげるとともに、壮年期からの健康づくりを支援する健康教育・健康相談事業を推進します。また、一人ひとりが活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう介護予防事業を推進します。

基本目標2： 高齢者の社会参加と 生きがいのある生活への 支援

生きがいを持ち、活力に充ちた高齢社会を確立するためには、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を活かして積極的な役割を果たしていける地域づくりが重要です。

スポーツ・レクリエーション、生涯学習、就労、世代間交流などの様々な分野での生きがいづくりを促進し、高齢者が地域で生き生きと暮らせる条件整備を図ります。

基本目標3： 高齢者の暮らしを支える サービスの充実

介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活が継続できるよう、介護保険サービスを適切に提供するとともに、多様な住まいの提供を促進します。

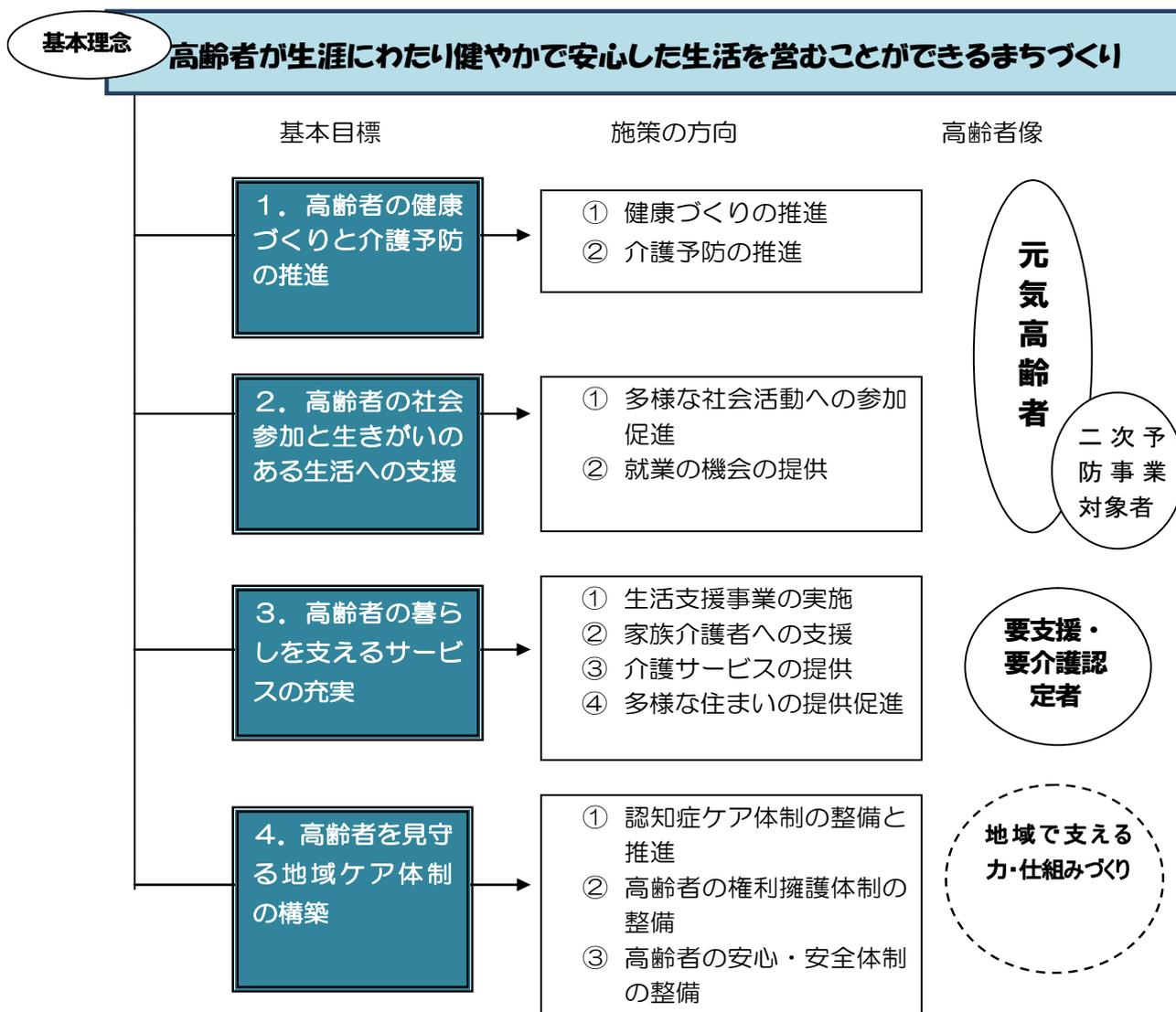
安心して在宅での生活を継続していくために、介護保険サービスのほか、高齢者の生活実態や生活環境に基づいた福祉サービスを調整・提供します。

基本目標4： 高齢者を見守る地域 ケア体制の構築

高齢者が地域の中で安心して生活できる地域社会を築くことが大切です。

地域住民が認知症や虐待についての正しい知識を持って、地域の中で支援していける体制づくりに取り組み、また、高齢者を災害・犯罪の被害から地域全体で見守る体制づくりを推進します。

【施策の体系】



第6次老人保健福祉計画 施策の展開

基本目標1 ●高齢者の健康づくりと介護予防の推進

【1】健康づくりの推進

◆健康診査・がん検診等の実施

【主な取組】

- ・健康診査の実施
- ・がん検診等の実施
- ・保健指導の実施
- ・歯科健康診査の実施

【今後の方針】

健康診査及び各種がん検診等の受診は、疾病の早期発見や健康づくりへの意識向上、生活習慣の見直しのきっかけになることから、個別通知や広報・ホームページなどによる周知を図り、更に、治療や精密検査が必要な人に対して受診勧奨を行い、早期発見・治療につながるよう支援します。

◆健康づくりに関する知識の普及啓発

【主な取組】

- ・健康相談の実施
- ・健康教育の実施
- ・健康づくりに関する普及啓発

【今後の方針】

生活習慣病予防の意識を高め、健全な生活習慣を継続していけるよう、健康づくりに関する知識や情報の普及啓発に努めます。

◆健康な暮らしの環境づくり

【主な取組】

- ・八千代市健康まちづくりプランの推進

【今後の方針】

市民の健康づくりは、個人の健康の保持増進に加え、家族や地域の人々、行政の施策など地域全体の力で実現していくことが重要であり、市民の健康を地域全体で支える仕組みづくりを推進していきます。

【2】介護予防の推進

◆高齢者全般を対象にした介護予防事業の充実（一次予防事業）

○介護予防（健康づくり）の普及啓発

【主な取組】

- ・健康教育の実施
- ・広報やパンフレット等を活用した情報提供

【今後の方針】

より多くの高齢者が、身近な場所で介護予防に関する基本的な知識が得られるよう、地域の特性に合わせた普及啓発を推進します。

◆地域での健康づくりを推進する人材の養成とその活動の推進

【主な取組】

- ・やちよ元気体操応援隊養成講座と自主活動の支援

【今後の方針】

地域の中で健康づくりを推進する人材の養成とその自主活動を支援するとともに、住民主体の活動が継続され、より活性化するよう支援に努めます。

◆生活機能の低下が疑われる高齢者への支援（二次予防事業）

【主な取組】

- ・二次予防事業対象者把握事業
- ・通所型介護予防事業（元気アップ教室）

【今後の方針】

基本チェックリストを配布し、生活機能の低下が疑われる高齢者を早期に把握し、機能低下の予防への支援を推進します。

通所型介護予防事業については、対象となった方が参加しやすいプログラムの内容を検討し、より多くの方に参加してもらえよう努めます。

基本目標2 ●高齢者の社会参加と生きがいのある生活への支援

【1】多様な社会活動への参加促進

◆高齢者の社会参加の推進・多様な社会活動の推進

【主な取組】

- ・ふれあい大学校
- ・地域デビュー講座

【今後の方針】

学習内容等についての精査を行い、外部講師や関係課との協力・連携を図り、終了後は高齢者学習グループとして自主的に地域活動を行えるよう促します。

◆高齢者団体・集いの場の支援

【主な取組】

- ・老人クラブへの支援
- ・老人集会所の維持管理

【今後の方針】

会員減少による加入促進が課題である老人クラブへの参加を積極的に促して、運営の中心を担っていく層を増やすため引き続き支援し、高齢者が気軽に集まれる場所として老人集会所の維持管理を行っていきます。

【2】就業の機会の提供

◆高齢者の社会参加の促進・多様な社会活動の推進

【主な取組】

- ・シルバー人材センターへの支援

【今後の方針】

シルバー人材センターの会員に就業機会の提供を行い、入会促進と組織強化、事業の普及啓発を図ることを支援していきます。

基本目標3●高齢者の暮らしを支えるサービスの充実

【1】生活支援事業の実施

◆在宅福祉サービスの充実

○ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯への支援

【主な取組】

- ・ひとり暮らし老人緊急通報システムの設置
- ・配食サービス
- ・老人日常生活用具給付・貸与

【今後の方針】

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加の状況を踏まえ、地域での見守り確認サービスの提供と緊急連絡体制の確保を推進していきます。

○介護保険外の在宅福祉サービスの提供

【主な取組】

- ・生きがいデイサービス
- ・高齢者ホームヘルプサービス

【今後の方針】

要介護認定が非該当になった方へ、社会的孤立感の解消と心身機能の維持向上を目的とするとともに日常生活の援助をしていきます。

介護保険外サービスであることから現在の利用者の身体状況等を適宜把握し、該当者は介護保険サービスに移行案内します。

◆在宅介護を受ける高齢者への支援

【主な取組】

- ・緊急一時保護
- ・ねたきり老人福祉手当支給

【今後の方針】

緊急一時保護では、今後も入所できる体制を確保していきます。

ねたきり老人福祉手当支給事業を継続して実施していきます。

◆養護老人ホームへの措置

【今後の方針】

高齢者の安定した生活の確保のための措置を実施していきます。

【2】家族介護者への支援

【主な取組】

- ・介護用品購入費助成
- ・重度認知症高齢者介護手当支給
- ・はいかい高齢者家族支援サービス
- ・SOSネットワーク
- ・健康教育の実施

【今後の方針】

要介護度の重い要介護4・5の増加の状況から要介護状態の長期化、要介護度の重度化に対する家族介護支援として、家族の経済的・精神的負担の軽減やはいかい高齢者の安全の確保、適切な介護の情報提供など各種支援を提供していきます。

基本目標4 ●高齢者を見守る地域ケア体制の構築

【1】認知症ケア体制の整備と推進

◆認知症に関する広報・啓発

【主な取組】

- ・認知症サポーター養成講座

【今後の方針】

認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する正しい知識の普及・啓発を行い、認知症への理解者を増やし、認知症高齢者とその家族が住みやすい環境づくりを推進していきます。

◆認知症相談

【今後の方針】

地域包括支援センター、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、認知症対応型通所介護事業者、健康づくり課等の連携を強化し、相談体制を確保します。

◆認知症予防の場への参加推進

【主な取組】

- ・介護予防事業
- ・ミニデイサービス

【今後の方針】

認知症予防のための取組が自ら行えるよう、正しい知識や情報提供を行っていきます。

ミニデイサービス事業の周知を徹底し、日常生活の改善を図る場への参加を呼びかけます。

◆認知症高齢者に対する事業

【主な取組】

- ・介護用品購入費助成
- ・重度認知症高齢者介護手当
- ・老人日常生活用具の給付・貸与
- ・はいかい高齢者家族支援サービス
- ・SOSネットワーク

【今後の方針】

介護保険外のサービスを「高齢者福祉のしおり」等で周知し、各種在宅福祉サービスの有効的活用を行っていきます。

徘徊する高齢者の早期発見と生命の安全を確保するため、警察等関係機関と連携し、SOS ネットワーク等により、地域で認知症高齢者を支える体制づくりを推進していきます。

【2】高齢者の権利擁護体制の整備

◆高齢者虐待防止対策の推進

- 高齢者への虐待について、市民意識を高める取り組み

【今後の方針】

市民に対しては、広報やちよや高齢者虐待防止啓発のパンフレットを通して、高齢者虐待の防止を啓発します。高齢者と接する機会が多い機関や事業所、地域の団体等に対しては研修会や勉強会を通して、高齢者虐待の通報義務や地域包括支援センターの高齢者虐待の通報・相談窓口としての機能の周知、高齢者や介護者を孤立させない地域づくりを促進していきます。

- 早期発見のための取り組み

【今後の方針】

パンフレットの配布及び、住民や地域団体に出向き、虐待が疑われる高齢者を発見した際の相談や通報を促すための働きかけを行います。警察や介護保険サービス事業所等関係機関に対して、会議等を通じて高齢者虐待の早期発見と通報の協力を依頼します。

- 高齢者と養護者への支援の取り組み

【今後の方針】

高齢者を介護している養護者が、介護の不安や悩みを解決できるよう、関係機関と協力しながらチームで支援します。また、養護者自身が抱える生活上の課題を解決できるよう、適切な機関の紹介や円滑な利用の支援を行います。

- 高齢者の安全確保の取り組み

【今後の方針】

虐待により高齢者の生命や財産が脅かされる可能性のある際、緊急的に高齢者の安全を確保するために、特別養護老人ホーム等に協力を求めます。施設入所時に必要な健康診断書作成を円滑に行うために、医療機関と連携を図ります。

- 高齢者虐待に対応する職員や関係者の資質の向上

【今後の方針】

職員の研修への参加、地域包括支援センター職員間での地域資源や支援方法等に関する情報交換を随時行い、相談から他機関と連携した適切な支援が行えるように職員の資質の向上を図ります。

◆消費者被害の防止

- 消費者被害情報の把握

【今後の方針】

警察や消費生活センターと情報交換を行い、地域における悪質商法、消費者金融やヤミ金融、振り込め詐欺等の消費者被害についての情報を把握し、民生委員等の高齢者と関わる団体や組織への周知を行います。

- 消費者被害の発見と早期対応への取り組み

【今後の方針】

被害の相談を受けた際は、消費生活センターや司法関係機関、警察と連携し、被害の救済や再び被害に遭わないために、地域での見守りを含めた支援を行います。

◆判断能力が不十分な高齢者の権利擁護

○関係機関との連携

【今後の方針】

判断能力が不十分で契約行為や財産管理が行えなくなった高齢者についての相談を受け、社会福祉協議会や弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士その他のNPO法人等と連携して、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用が円滑に行えるよう支援します。

◆成年後見開始の市長申し立て制度の活用

【主な取組】

- ・成年後見人制度利用支援事業

【今後の方針】

引き続き、社会福祉協議会および消費生活センターからの情報提供を依頼します。また、高齢者の判断能力が不十分であっても権利や財産が守れるように支援します。

【3】高齢者の安心・安全体制の整備

◆災害時の助け合い体制の整備

【主な取組】

- ・災害時要援護登録制度

【今後の方針】

災害時における高齢者の身体の安全を確保するため、平成23年度から要援護者名簿の整備などにより災害時に援護を必要とする高齢者などを把握し、地域で助け合えるような体制づくりを進めます。要介護3以上の方、ひとり暮らし高齢者を対象に、災害時要援護者台帳登録制度を実施し、対象者へ案内を発送しました。今後は対象者への周知に努めるとともに、関係各課・機関と連携し、災害時における要援護者の避難誘導、安否確認の情報連絡体制の強化に努めていきます。

第5期介護保険事業計画 施策の展開

介護保険事業の基本方針

◆介護保険制度への理解と啓発の促進

介護保険制度のしくみやサービスについて、被保険者や介護者等への周知を図ります。

◆介護予防の推進

地域支援事業等の推進によって、要支援・要介護状態になることを予防します。多くの高齢者が介護予防を生活に取り入れられるように、介護予防についての啓発、介護予防事業を推進します。

また、介護予防給付事業においても要介護度の進行を予防するため、介護予防の視点に立ったサービス利用を促進します。

◆在宅介護が可能な環境・体制づくり

住み慣れた地域で暮らせるよう、在宅介護が可能な環境・体制の整備・確立を図ります。

◆施設入所における要介護度重度者への特化

国の指針・参酌標準を踏まえ、施設入所については要介護度が重度の待機者から入所が進むように、施設利用者のうち要介護4・5の方の利用率が高くなるような環境を目指します。

指 標	現 状 (平成23年度)	目 標 (平成26年度)
介護保険3施設利用者全体に対する 要介護4・5の方の割合	62.8%	70.0% 〈下限目標〉

◆介護保険サービスの量的確保

地域密着型サービスを含め、必要な介護保険サービス量の安定的な確保・供給を図るとともに、利用者ニーズや事業者の事業参入意向等の把握に努めます。

◆介護保険サービスの質の向上

提供される介護保険サービスについて質の向上を図ります。

◆介護保険料の適正な設定

低所得者等に配慮した適正な保険料設定に努めます。

日常生活圏域で受けられるケア体制の整備

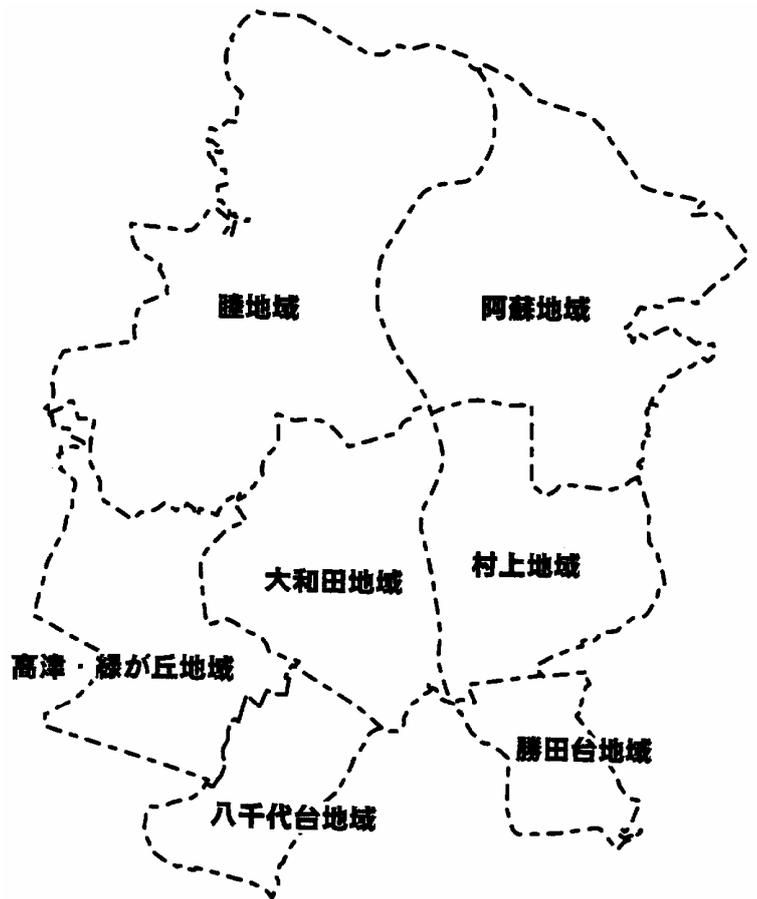
【日常生活圏域の設定】

八千代市では、人口規模、地域コミュニティ推進計画（地域コミュニティ）との整合性、交通事情等を考慮の上、「日常生活圏域」を設定し、基盤整備を進めています。

第5期計画期間においては、現行の日常生活圏域の設定に基づき、介護保険事業を推進します。

この圏域単位で必要とされる介護サービスを見込みながら、地域に密着した施設の整備や地域に根ざした介護保険事業の展開を推進します。

平成18年4月より、地域包括支援センターを市内6箇所（直営1箇所、社会福祉法人委託5箇所）に設置し、高齢者等からの相談に対応し、地域包括ケアを担う拠点として機能しています。



【地域密着型サービスの基盤整備状況と新規整備目標量】

身近な地域でサービスの利用が可能になるよう基盤の整備を推進します。

(各年度末における個所数)

サービスの種類 日常生活圏域		①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	②夜間対応型訪問介護	③認知症対応型通所介護	④小規模多機能型居宅介護	⑤認知症対応型共同生活介護	⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	⑧複合型サービス
		基盤整備状況	1. 阿蘇地域	0	0	0	0	1	0
2. 村上地域	0		0	1	0	1	0	0	0
3. 睦地域	0		0	0	0	1	0	0	0
4. 大和田地域	0		0	0	1	1	1	0	0
5. 高津・緑が丘地域	0		1	0	0	1	0	0	0
6. 八千代台地域	0		0	0	1	1	1	0	0
7. 勝田台地域	0		0	0	0	1	0	0	0
新規整備目標量	平成24年度								
	平成25年度				2	1			
	平成26年度								

地域包括支援センターの設置

日常生活圏域	担当地区	センター名称・所在地	運営
阿蘇地域	米本・神野・保品・下高野・米本団地・堀の内・上高野の一部	八千代市阿蘇地域包括支援センター 米本 2208-3	社会福祉法人 八千代美香会
村上地域	村上・村上南・下市場・村上団地・勝田台北・上高野の一部	八千代市村上地域包括支援センター 村上団地 2-7-104	社会福祉法人 愛生会
高津・緑が丘地域	高津・高津東・緑が丘・高津団地・大和田新田の一部	八千代市高津・緑が丘地域包括支援センター 高津団地 1-13-112	社会福祉法人 清明会
八千代台地域	八千代台東・南・西・北	八千代市八千代台地域包括支援センター 八千代台西 1-7-2 山崎ビル 3 階 B 号室	社会福祉法人 悠久会
勝田台地域	勝田台・勝田・勝田台南	八千代市勝田台地域包括支援センター 勝田台 2-3-1	社会福祉法人 翠耀会
睦地域	桑納・麦丸・桑橋・吉橋・尾崎・島田・神久保・小池・真木野・佐山・平戸・島田台・大学町	八千代市大和田・睦地域包括支援センター 大和田新田 312-5 市役所内	市直営
大和田地域	大和田・萱田・萱田町ゆりのき台・大和田新田の一部		

介護保険事業の適正な運営の確保

【1】介護給付の適正化

◆要介護認定の適正化

適正なサービス提供には適正な要介護認定が前提となることから、研修等の実施により、認定調査員の技能の維持・向上を図ります。

また、介護認定審査会の運営については、審査判定の基準が各合議体で共有されることが重要ですので、定期的に合議体間の差異を分析し、適宜、連絡会及び研修を開催することにより、要介護認定の平準化を図ります。

◆介護給付適正化システム等の活用

利用者に自ら受けたサービス内容と事業者からのサービス提供実績を確認いただく「介護給付費通知」、利用者の要支援・要介護の程度と提供サービスの必要性の要否を判定できる「介護給付適正化システム」を活用し、不適切な介護報酬の請求の防止を図ります。

◆ケアマネジメントの適正化

介護支援専門員（ケアマネジャー）は、事業者からの独立、自己の良心にのみ拘束される職業倫理を持って、専ら「利用者の自立支援」のための「介護プラン」を作成することが重要ですので、この視点からの「介護プラン」チェックの体制づくりを進めます。

◆事業者への指導・監査

「八千代市介護保険サービス事業者等指導要領」及び「八千代市介護保険サービス事業者等監査要領」に基づき、事業者への指導・監査を実施し、介護給付対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ります。

◆制度の周知

介護が必要な状態になった場合に、適切に介護（予防）サービスを受けていただけるよう、引き続き介護保険べんり帳を発行するとともに、広報紙、市ホームページ、及びパンフレット等により、制度の周知徹底を図ります。

【2】介護保険サービスの質の向上

◆介護保険相談員の派遣

市内の特別養護老人ホーム、老人保健施設、及び認知症対応型共同生活介護等の利用者へ介護保険相談員を派遣することにより、利用者が日常抱えているサービス提供への要望や不満を聴取し、把握することにより、不満等の解消に向けた、サービス提供事業者との調整を図ります。

◆介護保険自己評価システムの活用

事業者が自ら自身のサービス水準を把握し、課題を明らかにした上で、サービスの向上に向けた取り組みを行うよう促すとともに、利用者のサービス選択に資する情報を提供することを目的に導入している「介護保険サービス自己評価システム」（八千代市のホームページ「八千代市の介護保険」で検索できます。）への参加を、引き続き事業者に対して促していきます。

◆苦情等への対応

利用者からの介護サービス等に関する相談や苦情に対し、必要に応じ、国民健康保険連合会、地域包括支援センター等と連絡・調整を図り、迅速かつ適切な対応に努めます。

【3】所得等に応じた負担の軽減

◆保険料の徴収猶予・減免

災害などの特別な事情で保険料が納められない方に対して、徴収猶予に関する規定及び減免に関する規定に基づき、納付相談により被保険者の状況に応じた徴収猶予、減免を実施していきます。

◆介護保険利用者負担額の軽減

経済的理由で介護保険サービスの利用の制限を受けることのないよう、施設等における食費・居住費の自己負担の軽減、社会福祉法人等が提供する介護サービスを利用した場合の負担軽減制度等に対する周知の徹底を図ります。

- 高額介護（予防）サービス費
- 高額医療合算介護（予防）サービス費
- 特定入所者介護（予防）サービス費
- 高齢者夫婦世帯等の食費・居住費の軽減
- 旧措置者に対する軽減
- 境界層該当者に対する軽減

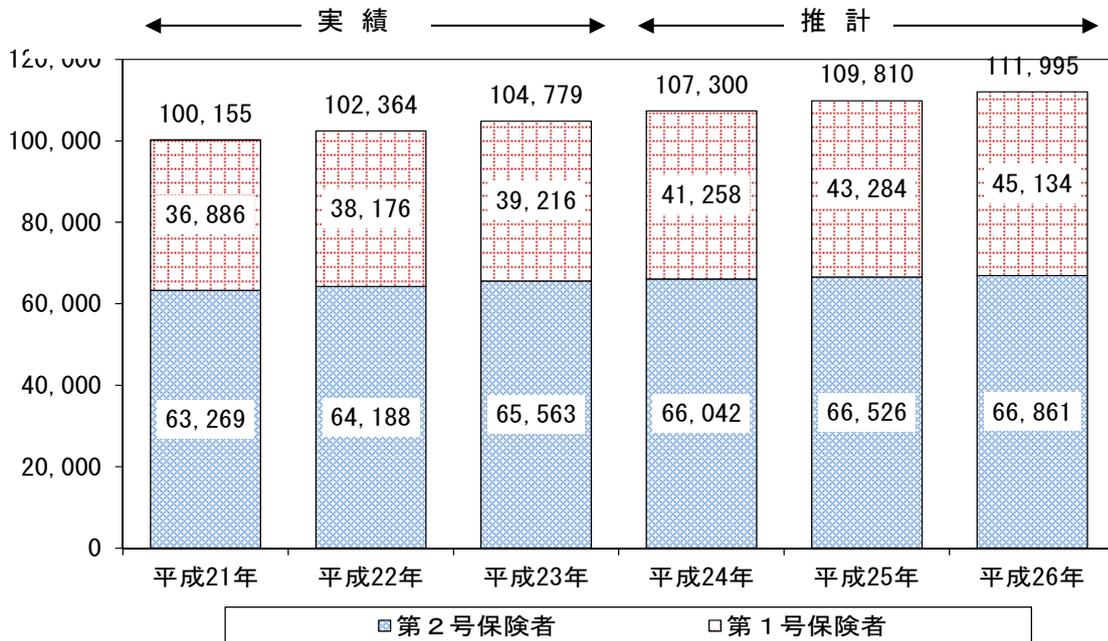
介護保険事業量等の見込み

【1】被保険者数・要介護認定者数の将来推計

第2号被保険者（40～64歳）が平成23年の65,563人から平成26年には66,861人へと2.0%の増加、第1号被保険者（65歳以上）は同期間に39,216人から45,134人へと15.1%の増加が見込まれます。被保険者に占める第1号被保険者の割合は、平成23年の37.4%から平成26年には40.3%に増加するものと見込まれます。

被保険者数の将来推計(各年10月1日現在)

(単位:人)

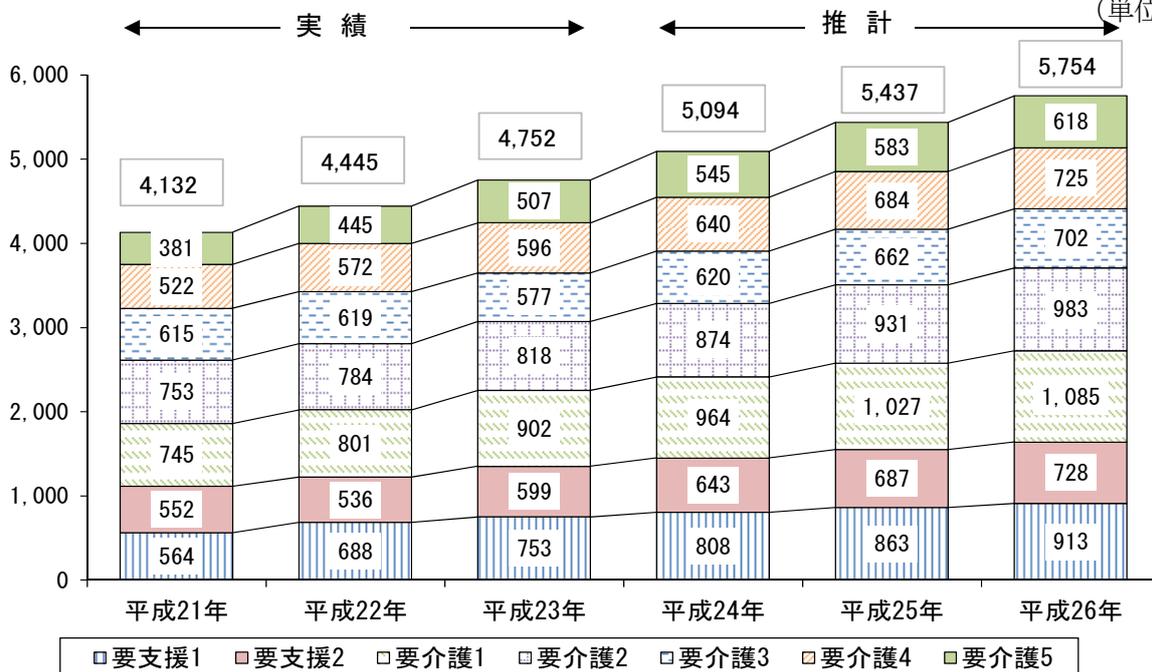


※被保険者は65歳以上の住民基本台帳と外国人登録者数の計を被保険者とみなしています。

要支援・要介護認定者は増加傾向で推移しており、計画期間は平成24年の5,094人から平成26年には5,754人へと13.0%増加が見込まれます。

要支援・要介護認定者数の将来推計(各年10月1日現在)

(単位:人)



【2】 介護保険事業費等の見込みと介護保険料

◆施設・居住系サービス利用者数の実績と見込み

平成23年度の978人から平成26年度には1,222人へと24.9%の増加が見込まれます。

(単位:人/月)

施設・居住系サービス利用者数	第4期実績			第5期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度見込み	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護老人福祉施設	303	313	336	438	451	464
介護老人保健施設	259	272	271	273	283	293
介護療養型医療施設	14	13	12	10	10	10
地域密着型介護老人福祉施設	51	55	56	56	56	56
施設サービス計	627	653	675	777	800	823
特定施設入居者生活介護	137	150	166	176	193	213
認知症対応型共同生活介護	80	82	106	130	148	148
居住系サービス計	217	232	272	306	341	361
介護給付計	844	885	947	1,083	1,141	1,184
介護予防 特定施設入居者生活介護	25	23	30	31	33	37
介護予防 認知症対応型共同生活介護	1	1	1	1	1	1
予防給付計	26	24	31	32	34	38
合計	870	909	978	1,115	1,175	1,222

◆施設整備状況（定員数）

(単位:人)

圏域	施設の種類	①	②	③
		介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
1. 阿蘇地域		220	100	—
2. 村上地域		65	—	—
3. 睦地域		108	200	—
4. 大和田地域		—	—	—
5. 高津・緑が丘地域		—	—	—
6. 八千代台地域		—	—	—
7. 勝田台地域		—	—	—
	計	393	300	—
		↓	↓	↓
新規整備目標	平成24年度	103	—	—
	平成25年度	—	—	—
	平成26年度	—	—	—

◆居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスの給付費

計画期間における利用量の動向を踏まえた各サービス別保険給付費の見込みは次のとおりです。

介護給付費[年間] (千円)	第4期			第5期		
	実績(23年度は見込み)			計画期間の推計		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
(1)居宅介護サービス						
訪問介護	582,262	623,454	667,560	734,393	785,801	840,807
訪問入浴介護	48,214	49,138	50,080	52,004	52,680	53,365
訪問看護	83,687	84,264	84,845	87,233	98,224	110,601
訪問リハビリテーション	8,184	8,540	8,911	9,490	10,619	10,842
居宅療養管理指導	36,130	44,625	55,117	68,268	72,910	77,868
通所介護	876,802	981,099	1,097,802	1,244,269	1,307,726	1,374,420
通所リハビリテーション	265,589	284,950	305,723	335,013	337,358	338,370
短期入所生活介護	301,193	336,651	376,283	426,486	452,501	479,651
短期入所療養介護	23,482	26,891	30,795	35,846	39,681	44,800
特定施設入居者生活介護	317,642	335,358	354,063	379,609	416,431	459,740
福祉用具貸与	162,550	182,344	204,548	230,697	253,306	278,130
福祉用具販売	8,316	9,496	10,845	12,449	13,308	13,734
(2)地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	-	-	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	1,134	1,532	3,065	4,597
認知症対応型通所介護	20,755	19,489	18,301	17,430	18,302	19,729
小規模多機能型居宅介護	57,873	72,243	90,181	114,521	187,127	215,009
認知症対応型共同生活介護	227,239	233,209	239,336	249,273	283,673	283,673
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	155,616	171,065	188,047	209,295	209,295	209,295
複合型サービス	-	-	-	0	0	0
(3)住宅改修						
	20,991	22,875	24,929	27,111	31,123	35,138
(4)居宅介護支援						
	261,098	287,798	317,228	358,773	381,017	405,402
(5)施設サービス						
介護老人福祉施設	866,609	901,317	937,415	1,208,081	1,244,324	1,280,409
介護老人保健施設	798,156	855,080	916,064	1,000,868	1,037,901	1,074,227
介護療養型医療施設	58,852	51,847	45,676	41,043	41,043	41,043
療養病床からの転換分	0	0	0	0	0	0
介護給付費計	5,181,240	5,581,733	6,024,871	6,843,683	7,277,413	7,650,848

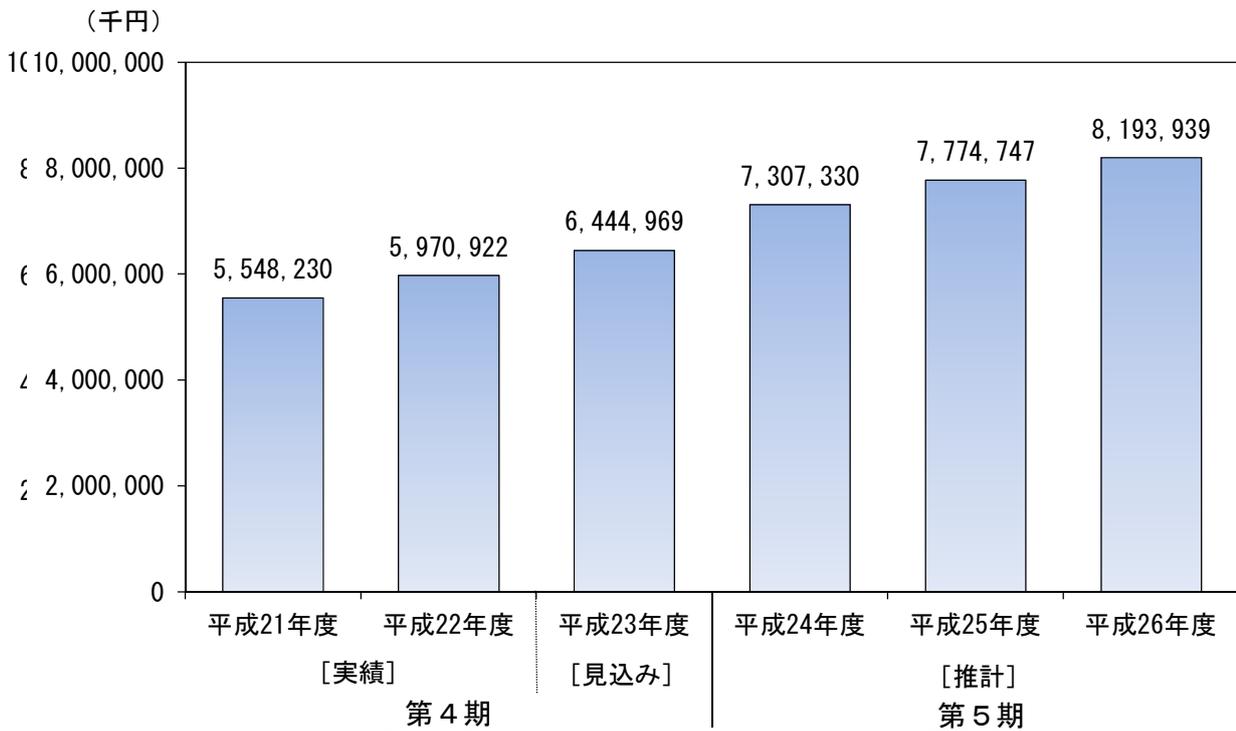
※合計と内訳は、千円未満を切り上げている関係で一致しない場合があります。

◆介護予防サービス・地域密着型介護予防サービスの給付費

介護予防給付費[年間] (千円)	第4期			第5期		
	実績(23年度は見込み)			計画期間の推計		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
(1) 介護予防サービス						
介護予防訪問介護	92,863	99,637	106,905	117,607	126,781	136,543
介護予防訪問入浴介護	185	0	0	379	379	379
介護予防訪問看護	4,189	5,049	6,085	7,507	8,445	9,695
介護予防訪問リハビリテーション	1,654	1,640	1,626	1,648	1,747	1,780
介護予防居宅療養管理指導	1,734	2,592	3,877	5,816	6,194	6,758
介護予防通所介護	125,831	134,024	142,751	154,508	162,388	178,627
介護予防通所リハビリテーション	42,597	41,407	40,250	39,984	42,983	46,722
介護予防短期入所生活介護	4,941	2,987	1,806	1,106	1,198	1,267
介護予防短期入所療養介護	723	508	358	255	255	255
介護予防特定施設入居者生活介護	27,689	22,770	18,725	15,678	16,697	18,718
介護予防福祉用具貸与	7,936	10,500	13,892	18,464	20,385	22,566
特定介護予防福祉用具販売	2,447	2,616	2,797	2,986	3,033	3,082
(2) 地域密着型サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	55	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	162	1,691	5,244	5,639	5,639	5,639
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,195	2,754	3,455	4,409	4,409	4,409
(3) 住宅改修	13,003	17,390	23,256	31,146	33,731	36,329
(4) 介護予防支援	38,804	43,639	49,077	56,513	63,069	70,321
介護予防給付費 計	367,001	389,199	420,098	463,647	497,334	543,091

※合計と内訳は、千円未満を切り上げている関係で一致しない場合があります。

給付費の推移



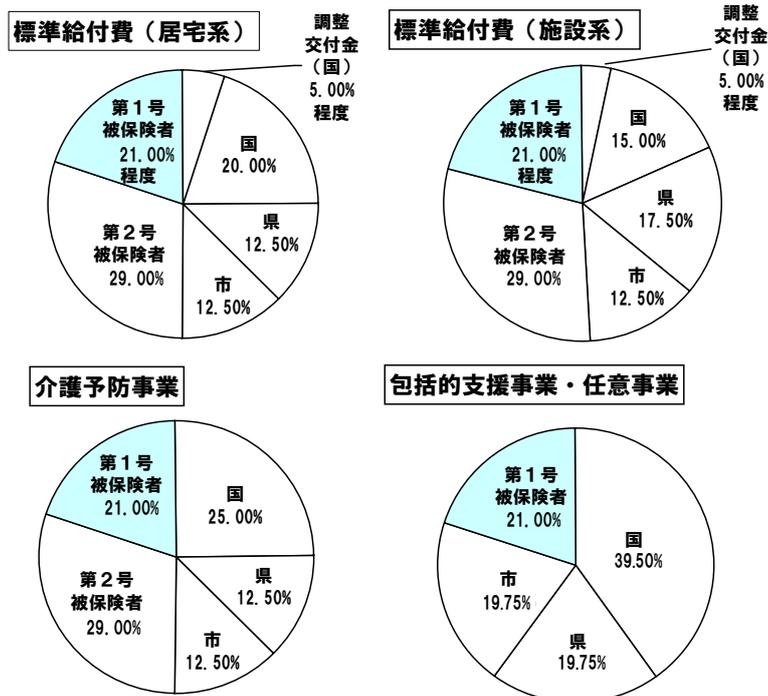
介護保険料の算定

【1】介護保険事業費の財源

介護保険事業を運営するために必要となる費用は、介護給付費、予防給付費、地域支援事業費、事務費などから構成されます。

そのうち、保険給付費、算定対象審査支払手数料、及び地域支援事業費の財源は、国の負担金、県の負担金、市の負担金、国の調整交付金、支払基金交付金（第2号被保険者の保険料）、第1号被保険者の保険料などで賄われます。

この第1号被保険者の保険料で賄われる負担割合は、第2号被保険者との人口比率により、政令で定められています。第4期介護保険事業計画期間は標準給付費見込額や地域支援事業費の20%でしたが、第5期介護保険事業計画期間は21%になります。



【2】総給付費

第5期（平成24～26年度）における介護保険事業の標準給付費見込額は約244億9,677万円、これに地域支援事業費を加えた総額は約251億4241万円となります。

【標準給付費の推移】

（単位：円）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
総給付費	7,307,329,541	7,774,746,861	8,193,939,194	23,276,015,596
介護給付費	6,843,682,527	7,277,412,797	7,650,848,128	21,771,943,452
予防給付費	463,647,014	497,334,064	543,091,066	1,504,072,144
特定入所者介護サービス費等給付額	221,727,855	244,100,037	268,883,354	734,711,246
高額介護サービス費等給付額	120,931,187	136,046,500	153,150,612	410,128,299
高額医療合算介護サービス費等給付額	15,248,769	16,269,544	17,218,476	48,736,789
保険給付額	7,665,237,352	8,171,162,942	8,633,191,636	24,469,591,930
算定対象審査支払手数料	8,233,500	9,053,400	9,890,220	27,177,120
審査支払手数料支払件数	137,225件	150,890件	164,837件	452,952件
標準給付費見込額	7,673,470,852	8,180,216,342	8,643,081,856	24,496,769,050

【地域支援事業費の推移】

（単位：円）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
地域支援事業費	207,436,000	209,998,000	228,206,000	645,640,000

【3】第1号被保険者の介護保険料

◆保険料の所得段階別設定 ～14 段階（特例3・4段階を含む）の導入～

第1号被保険者の所得段階別保険料の設定にあたっては、第4期計画期間の所得段階10段階設定を14段階へ多段階化を行い、低所得者の負担を減らし、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細かな保険料設定を行うこととしました。

第4期			第5期		
所得段階	対象者	保険料率	所得段階	対象者	保険料率
第1段階	老齢福祉年金の受給者で本人及び世帯全員が住民税非課税又は生活保護の受給者	0.50	第1段階	老齢福祉年金の受給者で本人及び世帯全員が住民税非課税又は生活保護の受給者	0.50
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	0.50	第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	0.50
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の者	0.75	特例 第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の者	0.65
			第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、上記以外の者	0.75
特例 第4段階	本人が住民税非課税で年金収入と合計所得金額の合計額が80万円以下の者（世帯内の者が住民税課税）	0.90	特例 第4段階	本人が住民税非課税で年金収入と合計所得金額の合計額が80万円以下の者（世帯内の者が住民税課税）	0.90
第4段階	本人が住民税非課税で上記以外の者（世帯内の者が住民税課税）	1.00 (基準額)	第4段階	本人が住民税非課税で上記以外の者（世帯内の者が住民税課税）	1.00 (基準額)
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円未満の者	1.10	第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円未満の者	1.15
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満の者	1.25	第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円以上190万円未満の者	1.30
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上400万円未満の者	1.50	第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上300万円未満の者	1.55
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上700万円未満の者	1.75	第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満の者	1.65
			第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上500万円未満の者	1.80
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が700万円以上の者	2.00	第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が500万円以上600万円未満の者	2.00
			第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が600万円以上700万円未満の者	2.20
			第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額が700万円以上の者	2.40

細分化

多段階化

第5期計画期間からは、これまでの所得段階の第3段階（世帯全員住民税非課税）について、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が120万円以下の方を新たに特例第3段階とする第3段階の細分化を行いました。

また、第4期計画から引き続き第4段階（本人が住民税非課税）について課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の方を特例第4段階とする第4段階の細分化を行いました。

課税層についても、多段階化（5～9段階から5～12段階）を行い、各所得段階の基準所得金額と料率を見直すことにより、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細かな保険料設定としました。

◆第5期保険料基準額の算定

第4期計画期間中に生じた準備基金への積立額は約4億3,180万円余となる見込みです。この積立金を保険料の上昇を抑制する財源として第5期計画期間中に全額取り崩しを行い、第1号被保険者に還元します。

第1号被保険者の保険料基準額は次のように見込んでいます。

◆所得段階別保険料

段階	対象者	年額介護保険料	月額介護保険料
1	老齢福祉年金の受給者で本人及び世帯全員が住民税非課税又は生活保護の受給者	21,180円(基準額×0.50)	1,765円
2	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	21,180円(基準額×0.50)	1,765円
特例 3	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の者	27,540円(基準額×0.65)	2,295円
3	本人及び世帯全員が住民税非課税で、上記以外の者	31,770円(基準額×0.75)	2,647円
特例 4	本人が住民税非課税で年金収入と合計所得金額の合計額が80万円以下の者(世帯内の者が住民税課税)	38,130円(基準額×0.90)	3,177円
4	本人が住民税非課税で上記以外の者(世帯内の者が住民税課税)	42,360円(基準額)	3,530円
5	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円未満の者	48,720円(基準額×1.15)	4,060円
6	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円以上190万円未満の者	55,070円(基準額×1.30)	4,589円
7	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上300万円未満の者	65,660円(基準額×1.55)	5,471円
8	本人が住民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満の者	69,900円(基準額×1.65)	5,825円
9	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上500万円未満の者	76,250円(基準額×1.80)	6,354円
10	本人が住民税課税で合計所得金額が500万円以上600万円未満の者	84,720円(基準額×2.00)	7,060円
11	本人が住民税課税で合計所得金額が600万円以上700万円未満の者	93,200円(基準額×2.20)	7,766円
12	本人が住民税課税で合計所得金額が700万円以上の者	101,670円(基準額×2.40)	8,472円

※月額額は年額を12ヶ月で割り返して算出していますが、端数の関係上、年額と一致しない場合があります。

八千代市高齢者保健福祉計画

【概要版】

第6次老人保健福祉計画・第5期介護保険事業計画
(平成24～26年度)

平成24年3月

発行／八千代市健康福祉部 長寿支援課 健康づくり課
〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田 312-5
TEL047-483-1151 (代表) FAX047-480-7566